

奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における八条・大安寺周辺地区まちづくり推進を目的として、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想を踏まえた計画策定に関すること。
- (2) 計画策定のパブリックコメントに関すること。
- (3) その他まちづくりについて必要な取組の検討に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係の代表者
- (3) 関係行政機関、これに準ずる団体（以下「関係行政機関等」という。）の職員
- (4) 公共交通機関の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(特別検討会)

第5条 懇話会に専門的事項を検討するため、特別検討会を開催することができる。

2 特別検討会の開催要綱は別途定めるものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、都市政策課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行する。